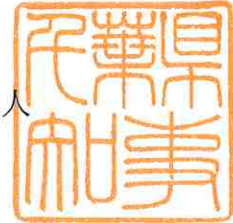


## 産業廃棄物処分量許可証

住 所 千葉県山武市木原1411番地3  
氏 名 株式会社ブライト  
代表取締役 武田 勝利

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和7年7月16日

許可の有効年月日 令和11年12月1日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

破碎、圧縮減容及び圧縮固化による中間処理

#### (2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、(イ) 紙くず、(ロ) 木くず、
- (エ) 繊維くず、(オ) 金属くず(自動車等破碎物を除く。)、
- (カ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。)、
- (キ) がれき類  
(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 圧縮減容による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、(イ) 紙くず、(ロ) 木くず、
- (エ) 繊維くず  
(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

ウ 圧縮固化による中間処理に係るもの

- (ア) がれき類、(イ) 木くず  
(これらのうち、窯業系サイディングに限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

### 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2及び3のとおり

### 3 許可の条件

なし

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年12月2日 新規許可

令和7年7月16日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)



## 許可証別紙1

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破 碎 施 設 (施行令第7条第8号の2) (平成15年6月12日、 第15-4-1-123号) (条例第12条第1項第2号) (令和4年6月7日、 第2022-20-1-198号)	廃プラスチック類 4.4 t/日 (0.55t/時×8時間) 紙くず 8.8 t/日 (1.102t/時×8時間) 木くず 11.8 t/日 (1.47t/時×8時間) 繊維くず 11.8 t/日 (1.47t/時×8時間) 金属くず 44.1 t/日 (5.513t/時×8時間) ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず 32.3 t/日 (4.042t/時×8時間) かれき類 23.5 t/日 (2.94t/時×8時間) (平成16年9月29日)	1	千葉県旭市 三川字猪野 14941番1、 14942番1、 14943番1、 萩園字白水 1642番1、 1643番1
破 碎 施 設 (条例第12条第1項第2号) (平成21年8月27日、 第21-20-1-131号)	廃プラスチック類 4.79 t/日 (0.599t/時×8時間) (平成22年2月17日)	1	
石膏ボードの破碎施設	紙くず、ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 4.8 t/日 (0.6t/時×8時間) (平成16年9月29日)	1	
圧 縮 減 容 施 設	廃プラスチック類 4.2 t/日 (0.528t/時×8時間) 紙くず 8.5 t/日 (1.060t/時×8時間) 木くず 6.4 t/日 (0.794t/時×8時間) 繊維くず 8.5 t/日 (1.060t/時×8時間) (平成16年9月29日)	1	
圧 縮 減 容 施 設	廃プラスチック類 1.50 t/日 (0.187t/時×8時間) 紙くず 2.34 t/日 (0.292t/時×8時間) (平成22年2月17日)	1	
圧 縮 固 化 施 設	かれき類 101.6 t/日 (4.232t/時×24時間) 木くず 101.6 t/日 (4.232t/時×24時間) (平成31年1月29日)	1	

(以下余白)



## 許可証別紙2

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理 前物	混合廃棄物保管施設	50 m <sup>2</sup> 104 m <sup>3</sup>	1	千葉県旭市 三川字貉野 14941番1、 14942番1、 14943番1、 萩園字白水 1642番1、 1643番1
		62 m <sup>2</sup> 116 m <sup>3</sup>	1	
	廃プラスチック類保管施設	30 m <sup>2</sup> 56 m <sup>3</sup>	1	
		46 m <sup>2</sup> 85 m <sup>3</sup>	1	
	紙くず保管施設	12 m <sup>2</sup> 23 m <sup>3</sup>	1	
	木くず保管施設	35 m <sup>2</sup> 65 m <sup>3</sup>	1	
	繊維くず保管施設	12 m <sup>2</sup> 23 m <sup>3</sup>	1	
	金属くず保管施設	20 m <sup>2</sup> 37 m <sup>3</sup>	1	
	ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず保管施設	39 m <sup>2</sup> 71 m <sup>3</sup>	1	
	紙くず、ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず保管施設 (廃石膏ボード)	20 m <sup>2</sup> 37 m <sup>3</sup>	1	
		30 m <sup>2</sup> 56 m <sup>3</sup>	1	
	がれき類・木くず保管施設 (窯業系サイディング)	35 m <sup>2</sup> 65 m <sup>3</sup>	1	
	がれき類保管施設	20 m <sup>2</sup> 37 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)



## 許可証別紙3

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理 後 物	廃プラスチック類保管施設	16 m <sup>2</sup> 30 m <sup>3</sup>	1	千葉県旭市 三川字狹野 14941番1、 14942番1、 14943番1、 萩園字白水 1642番1、 1643番1
	木くず保管施設	15 m <sup>2</sup> 28 m <sup>3</sup>	1	
	ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず保管施設	16 m <sup>2</sup> 30 m <sup>3</sup>	1	
	紙くず保管施設	15 m <sup>2</sup> 28 m <sup>3</sup>	1	
	金属くず保管施設	30 m <sup>2</sup> 56 m <sup>3</sup>	1	
	繊維くず保管施設	15 m <sup>2</sup> 28 m <sup>3</sup>	1	
	がれき類・木くず保管施設 (窯業系サイディング)	25 m <sup>2</sup> 46 m <sup>3</sup>	1	
		15 m <sup>2</sup> 28 m <sup>3</sup>	2	
	がれき類保管施設	25 m <sup>2</sup> 46 m <sup>3</sup>	1	
	廃プラスチック類保管施設	7.0 m <sup>2</sup> 8.0 m <sup>3</sup> (コンテナ)	1	
	破碎後物一時保管施設	7.0 m <sup>2</sup> 8.0 m <sup>3</sup> (コンテナ)	2	
	残さ物保管施設	7.0 m <sup>2</sup> 8.0 m <sup>3</sup> (コンテナ)	3	
	紙くず、ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず保管施設 (破碎後石膏ボード)	7.0 m <sup>2</sup> 8.0 m <sup>3</sup> (コンテナ)	2	
	圧縮減容後物保管施設	7.0 m <sup>2</sup> 8.0 m <sup>3</sup> (コンテナ)	3	
圧縮固化後物保管施設	51 m <sup>2</sup> 63 m <sup>3</sup>	1		

(以下余白)

